

○平成十七年総務省告示第千二百九十九号（符号分割多元接続方式携帯無線通信、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信及び時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備の技術的条件を定める件）の一部を改正する新旧対照表 （傍線部は改正部分）

改 正 案	現 行						
<p>一 符号分割多元接続方式携帯無線通信又は時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局であつて、八一五㎒を超え九五八㎒以下の周波数の電波を使用し、拡散符号速度が毎秒一・二二八八メガチップのもの送信装置の技術的条件</p> <p>1 不要発射の強度の許容値は、次の表に定めるとおりとする。ただし、符号分割多元接続方式携帯無線通信又は時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信装置の不要発射の強度の許容値は、基地局が使用する周波数の電波を使用する場合にあつては基地局の許容値を、陸上移動局が使用する周波数の電波を使用する場合にあつては陸上移動局の許容値を、それぞれ適用する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 陸上移動局の送信装置</p> <p style="margin-left: 2em;">ア・イ (略)</p>	<p>一 符号分割多元接続方式携帯無線通信又は時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局であつて、八一五㎒を超え九五八㎒以下の周波数の電波を使用し、拡散符号速度が毎秒一・二二八八メガチップのもの送信装置の技術的条件</p> <p>1 不要発射の強度の許容値は、次の表に定めるとおりとする。ただし、符号分割多元接続方式携帯無線通信又は時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信装置の不要発射の強度の許容値は、基地局が使用する周波数の電波を使用する場合にあつては基地局の許容値を、陸上移動局が使用する周波数の電波を使用する場合にあつては陸上移動局の許容値を、それぞれ適用する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 陸上移動局の送信装置（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）</p> <p style="margin-left: 2em;">ア・イ (略)</p> <p>(3) 陸上移動局の送信装置（携帯無線通信の中継を行うものに限る。）</p> <p style="margin-left: 2em;">ア 陸上移動局対向器に係るもの</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%; text-align: center;">周 波 数</th> <th style="text-align: center;">不要発射の強度の許容値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;">八一〇㎒以下及び九五八㎒を超えるもの (一、八八四・五㎒以上一、九一九・六㎒以下を除く。)</td> <td style="vertical-align: top;">任意の一、〇〇〇㎒の帯域幅における平均電力が二五マイクロワット以下の値</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">八一〇㎒を超え八六〇㎒以下（八三二㎒を超え八三四㎒以下</td> <td style="vertical-align: top;">1 離調周波数が一、九八〇㎒未満の周波数帯 任意の三〇㎒の帯域幅における平均電</td> </tr> </tbody> </table>	周 波 数	不要発射の強度の許容値	八一〇㎒以下及び九五八㎒を超えるもの (一、八八四・五㎒以上一、九一九・六㎒以下を除く。)	任意の一、〇〇〇㎒の帯域幅における平均電力が二五マイクロワット以下の値	八一〇㎒を超え八六〇㎒以下（八三二㎒を超え八三四㎒以下	1 離調周波数が一、九八〇㎒未満の周波数帯 任意の三〇㎒の帯域幅における平均電
周 波 数	不要発射の強度の許容値						
八一〇㎒以下及び九五八㎒を超えるもの (一、八八四・五㎒以上一、九一九・六㎒以下を除く。)	任意の一、〇〇〇㎒の帯域幅における平均電力が二五マイクロワット以下の値						
八一〇㎒を超え八六〇㎒以下（八三二㎒を超え八三四㎒以下	1 離調周波数が一、九八〇㎒未満の周波数帯 任意の三〇㎒の帯域幅における平均電						

周波数	不要発射の強度の許容値
八八五kHz以下（八一五kHzを超え八五〇kHz以下を除く。）及び九五八kHzを超えるもの（一、八八四・五kHz以上一、九一九・六kHz以下を除く。）	<p>1   離調周波数が一、九八〇kHz未満の周波数帯</p> <p>任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が二五マイクロワット以下の値</p> <p>2   離調周波数が一、九八〇kHz以上の周波数帯</p> <p>任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における</p>

イ 基地局対向器に係るもの

注 離調周波数は、搬送波の周波数から不要発射の強度の測定帯域の最寄りの端までの差の周波数とする。

一、八八四・五kHz以上一、九一九・六kHz以下	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が二・五マイクロワット以下の値
八三二kHzを超え八三四kHz以下、八三八kHzを超え八四六kHz以下及び八六〇kHzを超え八九五kHz以下	<p>1   離調周波数が七五〇kHz以上一、九八〇kHz未満の周波数帯</p> <p>任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より四五デシベル以上低い値</p> <p>2   離調周波数が一、九八〇kHz以上の周波数帯</p> <p>任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が二五マイクロワット以下の値</p>
及び八三八kHzを超え八四六kHz以下を除く。）	<p>1   電力が二五マイクロワット以下の値</p> <p>2   離調周波数が一、九八〇kHz以上の周波数帯</p> <p>任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が二五マイクロワット以下の値</p>

2 符号分割多元接続方式携帯無線通信又は時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局の隣接チャネル漏えい電力の値は、次の表に定めるとおりとする。

無線局の種類	周波数	隣接チャネル漏えい電力の許容値
--------	-----	-----------------

2 符号分割多元接続方式携帯無線通信又は時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局の隣接チャネル漏えい電力の値は、次の表に定めるとおりとする。

無線局の種類	周波数	隣接チャネル漏えい電力の許容値
--------	-----	-----------------

一、八八四・五kHz以下 上、九一九・六kHz以下	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が二・五マイクロワット以下の値
八八五kHzを超え九五八kHz以下(八八七kHzを超え八八九kHz以下、八九三kHzを超え九〇一kHz以下及び九一五kHzを超え九二五kHz以下を除く。)	1  離調周波数が一、九八〇kHz未満の周波数帯 任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が二五マイクロワット以下の値 2  離調周波数が一、九八〇kHz以上の周波数帯 任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が二五マイクロワット以下の値
八一五kHzを超え八五〇kHz以下、八八七kHzを超え八八九kHz以下、八九三kHzを超え九〇一kHz以下及び九一五kHzを超え九二五kHz以下	1  離調周波数が九〇〇kHz以上一、九八〇kHz未満の周波数帯 任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より四二デシベル以上低い値 2  離調周波数が一、九八〇kHz以上の周波数帯 任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が二五マイクロワット以下の値
	平均電力が二五マイクロワット以下の値

注 離調周波数は、搬送波の周波数から不要発射の強度の測定帯域の最寄りの端までの差の周波数とする。

基地局	(略)	(略)
陸上移動局	(略)	(略)

基地局	(略)	(略)
陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)	(略)	(略)
陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うもののうち、陸上移動局対向器に係るものに限る。)	<p>八一〇kHzを超え八六〇kHz以下(八三二kHzを超え八三四kHz以下及び八三八kHzを超え八四六kHz以下を除く。)</p>	<p>1 離調周波数が一・九八kHz未満の周波数帯 任意の三〇kHzの帯域幅の平均電力が二五マイクロワット以下の値</p> <p>2 離調周波数が一・九八kHz以上の周波数帯 任意の一〇〇kHzの帯域幅の平均電力が二五マイクロワット以下の値</p>
陸上移動局	<p>八三二kHzを超え八三四kHz以下、八三八kHzを超え八四六kHz以下及び八六〇kHzを超え八九五kHz以下</p>	<p>1 離調周波数が七五〇kHz以上一・九八kHz未満の周波数帯 任意の三〇kHzの帯域幅の平均電力が空中線電力より四五デシベル以上低い値</p> <p>2 離調周波数が一・九八kHz以上の周波数帯 任意の一〇〇kHzの帯域幅の平均電力が二五マイクロワット以下の値</p>
陸上移動局	八一五kHzを超え	1 離調周波数が九〇〇kHz以上

(略)

局(携帯無線通信の中継を行うものうち、基地局対向器に係るものに限る。)	え八五〇kHz以下、八八七kHzを超え八八九kHz以下、八九三kHzを超え九〇一kHz以下及び九一五kHzを超え九二五kHz以下	一・九八kHz未満の周波数帯 任意の三〇kHzの帯域幅の平均電力が空中線電力より四二デシベル以上低い値
	八八五kHzを超え九五八kHz以下(八八七kHzを超え八八九kHz以下、八九三kHzを超え九〇一kHz以下及び九一五kHzを超え九二五kHz以下を除く。)	2 離調周波数が一・九八kHz以上の周波数帯 任意の一〇〇kHzの帯域幅の平均電力が二五マイクロワット以下の値
3	(略)	1 離調周波数が一・九八kHz未満の周波数帯 任意の三〇kHzの帯域幅の平均電力が二五マイクロワット以下の値
		2 離調周波数が一・九八kHz以上の周波数帯 任意の一〇〇kHzの帯域幅の平均電力が二五マイクロワット以下の値

4 設備規則第四十九条の六の三第三項第六号及び第四十九条の六の五第三項第六号の無線設備の増幅度特性は次のとおりとする。

- (1) 送信周波数帯域の最も高い周波数から五kHz高い周波数及び最も低い周波数から五kHz低い周波数における増幅度が三五デシベル以下であること。
- (2) 送信周波数帯域の最も高い周波数から一〇kHz高い周波数及び最も低い周波数から一〇kHz低い周波数における増幅度が二〇デシベル以下であること。

二 符号分割多元接続方式携帯無線通信又は時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局であつて、八一五㎒を超え八九五㎒以下、一、四二七・九㎒を超え一、五一〇・九㎒以下、一、七四九・九㎒を超え一、八七九・九㎒以下又は一、九二〇㎒を超え二、一七〇㎒以下の周波数の電波を使用するものの送信装置の技術的条件

1 不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。ただし、符号分割多元接続方式携帯無線通信又は時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信装置の不要発射の強度の許容値は、基地局が使用する周波数の電波を使用する場合にあつては基地局の許容値を、陸上移動局が使用する周波数の電波を使用する場合にあつては陸上移動局の許容値を、それぞれ適用する。

(1) (略)

ア (略)

(表略)

イ 陸上移動局の送信装置

(表略)

(3) 送信周波数帯域の最も高い周波数から四〇㎒高い周波数及び最も低い周波数から四〇㎒低い周波数における増幅度が〇デシベル以下であること。

二 符号分割多元接続方式携帯無線通信又は時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局であつて、八一五㎒を超え八九五㎒以下、一、四二七・九㎒を超え一、五一〇・九㎒以下、一、七四九・九㎒を超え一、八七九・九㎒以下又は一、九二〇㎒を超え二、一七〇㎒以下の周波数の電波を使用するものの送信装置の技術的条件

1 不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。ただし、符号分割多元接続方式携帯無線通信又は時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信装置の不要発射の強度の許容値は、基地局が使用する周波数の電波を使用する場合にあつては基地局の許容値を、陸上移動局が使用する周波数の電波を使用する場合にあつては陸上移動局の許容値を、それぞれ適用する。

(1) (略)

ア (略)

(表略)

イ 陸上移動局の送信装置 (携帯無線通信の中継を行うものを除く。)

(表略)

ウ 陸上移動局の送信装置 (携帯無線通信の中継を行うものに限る。)

(ア) 陸上移動局対向器に係るもの

周波数	不要発射の強度の許容値
九㎒以上一五〇㎒未滿	任意の一㎒の帯域幅における平均電力が (一) 一三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値
一五〇㎒以上三〇㎒未滿	任意の一〇㎒の帯域幅における平均電力が (一) 一三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値

	シベルとする。)以下の値
三〇kHz以上一、〇〇〇kHz未満	離調周波数が一一・五kHz以上の周波数帯において、任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値
一、〇〇〇kHz以上一、二七五kHz未満(一、八八四・五kHz以上一、九一九・六kHz以下を除く。)	離調周波数が一一・五kHz以上の周波数帯において、任意の一kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値
一、八八四・五kHz以上一、九一九・六kHz以下	任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)五デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値

(イ) 基地局対向器に係るもの

周波数	不要放射の強度の許容値
九kHz以上一五〇kHz未満	任意の一kHzの帯域幅における平均電力が(一)三六デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値
一五〇kHz以上三〇〇kHz未満	任意の一〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)三六デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値
三〇kHz以上一、〇〇〇kHz未満	離調周波数が一一・五kHz以上の周波数帯において、任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)三六デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値
一、〇〇〇kHz以上一、二七五kHz未満(一、八八四・五kHz以上一、	離調周波数が一一・五kHz以上の周波数帯において、任意の一kHzの帯域幅における平均電力が(一)三〇デシベル(一ミリワット

- (2) (略)
- ア (略)
- イ 陸上移動局の送信装置  
(表略)

九一九・六kHz以下を除く。	を〇デシベルとする。)以下の値
一、八八四・五kHz以上 二、九一九・六kHz以下	任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)五二デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値

- (2) (略)
- ア (略)
- イ 陸上移動局の送信装置(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)  
(表略)
- ウ 陸上移動局の送信装置(携帯無線通信の中継を行うものに限る。)
- ア) 陸上移動局対向器に係るもの

離調周波数	不要発射の強度の許容値
八八五kHzを超え一、二五〇kHz以下	任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より四五デシベル以上低い値
一、二五〇kHzを超え一、九八〇kHz以下	任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)九デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値かつ空中線電力より四五デシベル以上低い値
一、九八〇kHzを超え二、二五〇kHz以下	任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より五〇デシベル以上低い値
二、二五〇kHzを超え四kHz以下	任意の一kHzの帯域幅における平均電力が(一)二三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値
四kHzを超えるもの	九kHz以上一五〇kHz未満の周波数帯においては、任意の一kHzの帯域幅における平均電力が(一)二三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値





<p>一、九八〇 kHz を超え四 kHz 以下</p>	<p>任意の三〇 kHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より五〇デシベル以上低い値又は任意の一・二三 kHzの帯域幅における平均電力が(一)五四デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値</p>
<p>四 kHzを超え るもの</p>	<p>九 kHz以上一五〇 kHz未満の周波数帯においては、任意の一 kHzの帯域幅における平均電力が(一)三六デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値</p>
	<p>一五〇 kHz以上三〇 kHz未満の周波数帯においては、任意の一〇 kHzの帯域幅における平均電力が(一)三六デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値</p>
	<p>三〇 kHz以上一、〇〇〇 kHz未満の周波数帯においては、任意の一〇〇 kHzの帯域幅における平均電力が(一)三六デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値</p>
	<p>一、〇〇〇 kHz以上二二・七五 kHz未満(一、八八四・五 kHz以上一、九一九・六 kHz以下を除く。)の周波数帯においては、任意の一 kHzの帯域幅における平均電力が(一)三〇デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値</p>

		<p>一、八八四・五 kHz 以上一、九一九・六 kHz 以下の周波数帯においては、任意の三〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が(一)五デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値</p>
毎秒三・六八 六四メガサイクル	二、五〇〇 kHz を超え二、七〇〇 kHz 以下	<p>任意の三〇 kHz の帯域幅における平均電力が(一)一四デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値</p>
	二、七〇〇 kHz を超え三・五 kHz 以下	<p>任意の三〇 kHz の帯域幅における平均電力が次式により求められる値以下の値</p> $- [14 + 15 \times ( \Delta f  - 2.7)]$ <p>デシベル (1 ミリワットを 0 デシベルとする。)</p> <p><math>\Delta f</math> は、搬送波の周波数から測定帯域の最寄りの端までの差の周波数 (単位 MHz) とする。</p>
	三・五 kHz を超え七・五 kHz 以下	<p>任意の 1 kHz の帯域幅における平均電力が次式により求められる値以下の値</p> $- [13 + 1 \times ( \Delta f  - 3.5)]$ <p>デシベル (1 ミリワットを 0 デシベルとする。)</p> <p><math>\Delta f</math> は、搬送波の周波数から測定帯域の最寄りの端までの差の周波数 (単位 MHz) とする。</p>

<p>七・五kHzを超え八・五kHz以下</p>	<p>任意の1kHzの帯域幅における平均電力が次式により求められる値以下の値</p> $- [17 + 10 \times ( \Delta f  - 7.5)]$ <p>デシベル（1ミリワットを0デシベルとする。）</p> <p><math>\Delta f</math>は、搬送波の周波数から測定帯域の最寄りの端までの差の周波数（単位MHz）とする。</p>
<p>八・五kHzを超え一一・五kHz以下</p>	<p>任意の1kHzの帯域幅における平均電力が（一）二七デシベル（一ミリワットを0デシベルとする。）以下の値</p>
<p>一一・五kHzを超えるもの</p>	<p>九kHz以上一五〇kHz未満の周波数帯においては、任意の1kHzの帯域幅における平均電力が（一）三六デシベル（一ミリワットを0デシベルとする。）以下の値</p> <p>一五〇kHz以上三〇〇kHz未満の周波数帯においては、任意の10kHzの帯域幅における平均電力が（一）三六デシベル（一ミリワットを0デシベルとする。）以下の値</p> <p>三〇〇kHz以上一、〇〇〇kHz未満の周波数帯においては、任意の100kHzの帯域幅における平均電力が（一）三六デシベル（一ミリワットを0デシベルとする。）以下の値</p>

(3) (略)

ア (略)

イ 陸上移動局の送信装置

(ア)・(イ) (略)

	<p>一、〇〇〇kHz以上二二・七五kHz未満(一、八八四・五kHz以上一、九一九・六kHz以下を除く。)の周波数帯においては、任意の一kHzの帯域幅における平均電力が(一)三〇デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値</p>
	<p>一、八八四・五kHz以上一、九一九・六kHz以下の周波数帯においては、任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)五二デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値</p>

(3) (略)

ア (略)

イ 陸上移動局の送信装置(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)

(ア)・(イ) (略)

ウ 陸上移動局の送信装置(携帯無線通信の中継を行うものに限る。)

(ア) 陸上移動局対向器に係るもの

離調周波数	不要放射の強度の許容値
八八五kHzを超え一、二五〇kHz以下	任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より四五デシベル以上低い値
一、二五〇kHzを超え一、四五〇kHz以下	任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値
一、四五〇kHzを超え二、二五〇kHz以下	任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が次式により求められる値以下の値

		<p><math>- [13 + 17 \times ( \Delta f  - 1.45)]</math> デシベル (1ミリワットを0デシベルとする。)</p> <p><math>\Delta f</math> は、搬送波の周波数から測定帯域の最寄りの端までの差の周波数 (単位 MHz) とする。</p>
	11、150 kHz を超え 4 kHz 以下	任意の 1 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 13 デシベル (1ミリワットを0デシベルとする。) 以下の値
	4 kHz を超えるもの	9 kHz 以上 150 kHz 未満の周波数帯においては、任意の 1 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 13 デシベル (1ミリワットを0デシベルとする。) 以下の値
		150 kHz 以上 30 kHz 未満の周波数帯においては、任意の 10 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 13 デシベル (1ミリワットを0デシベルとする。) 以下の値
		30 kHz 以上 1、000 kHz 未満の周波数帯においては、任意の 100 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 13 デシベル (1ミリワットを0デシベルとする。) 以下の値
		1、000 kHz 以上 11、750 kHz 未満 (一、884.5 kHz 以上 一、919.6 kHz 以下を除く。) の周波数帯においては、任意の 1 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 13 デシベル (1ミリワットを0デシベルとする。) 以下の値
		1、884.5 kHz 以上 一、919.6 kHz 以下の周波数帯においては、任意の 300 kHz

の帯域幅における平均電力が(一)五二デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値

(イ) 基地局対向器に係るもの

拡散符号速度 度	離調周波数	不要発射の強度の許容値
毎秒一・二三 八八メガ チップ	一、二五〇kHz を超え二、九 八〇kHz以下	任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より四二デシベル以上低い値又は任意の一・二三kHzの帯域幅における平均電力が(一)五四デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値
	一、九八〇kHz を超え二、二 五〇kHz以下	任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より五〇デシベル以上低い値又は任意の一・二三kHzの帯域幅における平均電力が(一)五四デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値
	二、二五〇kHz を超え四kHz 以下	任意の一kHzの帯域幅における平均電力が次式により求められる値以下の値  $- [13 + 1 \times ( \Delta f  - 2.25)]$ デシベル(1ミリワットを0デシベルとする。 $\Delta f$ は、搬送波の周波数から測定帯域の最寄りの端までの差の周波数(単位MHz)とする。
	四kHzを超え	九kHz以上一五〇kHz未満の周波数

	<p>毎秒三・六八</p>	<p>るもの</p> <p>帯においては、任意の1kHzの帯域幅における平均電力が(一)三六デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値</p> <p>150kHz以上300kHz未満の周波数帯においては、任意の10kHzの帯域幅における平均電力が(一)三六デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値</p> <p>300kHz以上1,000kHz未満の周波数帯においては、任意の100kHzの帯域幅における平均電力が(一)三六デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値</p> <p>1,000kHz以上11,750kHz未満(1,884.5kHz以上1,919.6kHz以下を除く。)の周波数帯においては、任意の1kHzの帯域幅における平均電力が(一)三〇デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値</p> <p>1,884.5kHz以上1,919.6kHz以下の周波数帯においては、任意の300kHzの帯域幅における平均電力が(一)五二デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値</p> <p>任意の300kHzの帯域幅における平</p>
--	---------------	--



六四メガ チップ	を 超え二・七 〇〇MHz以下	平均電力が(一)一四デシベル(一 ミリワットを〇デシベルとする。) 以下の値
	二・七〇〇MHz を 超え二・五 MHz以下(三・ 〇八MHzを除 く。)	任意の三〇MHzの帯域幅における平 均電力が次式により求められる値 以下の値  $- [14 + 15 \times ( \Delta f  - 2.7)]$ デシベル(一ミリワットを〇デシ ベルとする。) $\Delta f$ は、搬送波の周波数から測 定帯域の最寄りの端までの差の周 波数(単位MHz)とする。
	三・〇八MHz	三・八四MHzの帯域幅における平均 電力が空中線電力より三三デシベ ル以上低い値
	三・五MHzを超 え七・五MHz以 下	任意の一MHzの帯域幅における平均 電力が次式により求められる値以 下の値  $- [13 + 1 \times ( \Delta f  - 3.5)]$ デシベル(一ミリワットを〇デシ ベルとする。) $\Delta f$ は、搬送波の周波数から測 定帯域の最寄りの端までの差の周 波数(単位MHz)とする。
	七・五MHzを超 え八・五MHz以 下(八・〇八	任意の一MHzの帯域幅における平均 電力が次式により求められる値以 下の値

		$\text{MHz}$ を除く。)	$- [17 + 10 \times ( \Delta f  - 7.5)]$ デシベル (1ミリワットを0デシベルとする。) $\Delta f$ は、搬送波の周波数から測定帯域の最寄りの端までの差の周波数 (単位 MHz) とする。
		$8.0 \text{ MHz}$	$3.84 \text{ MHz}$ の帯域幅における平均電力が空中線電力より $43 \text{ dB}$ 以上低い値
		$8.5 \text{ MHz}$ を超え $11.5 \text{ MHz}$ 以下	任意の $1 \text{ MHz}$ の帯域幅における平均電力が (一) $27 \text{ dB}$ (一ミリワットを $0 \text{ dB}$ とする。) 以下の値
		$11.5 \text{ MHz}$ を超えるもの	$9 \text{ MHz}$ 以上 $150 \text{ MHz}$ 未満の周波数帯においては、任意の $1 \text{ MHz}$ の帯域幅における平均電力が (一) $36 \text{ dB}$ (一ミリワットを $0 \text{ dB}$ とする。) 以下の値 $150 \text{ MHz}$ 以上 $300 \text{ MHz}$ 未満の周波数帯においては、任意の $10 \text{ MHz}$ の帯域幅における平均電力が (一) $36 \text{ dB}$ (一ミリワットを $0 \text{ dB}$ とする。) 以下の値 $300 \text{ MHz}$ 以上 $1,000 \text{ MHz}$ 未満の周波数帯においては、任意の $100 \text{ MHz}$ の帯域幅における平均電力が (一) $36 \text{ dB}$ (一ミリワットを $0 \text{ dB}$ とする。) 以下の値

2 八一五MHzを超え八九五MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、七四九・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下又は一、九二〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用し、拡散符号速度が每秒三・八四メガチップの無線局の隣接チャネル漏えい電力の許容値は、次の表に定めるとおりとする。

無線局の種類別	隣接チャネル漏えい電力の許容値
基地局	(略)
陸上移動局	(略)

2 八一五MHzを超え八九五MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、七四九・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下又は一、九二〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用し、拡散符号速度が每秒三・八四メガチップの無線局の隣接チャネル漏えい電力の許容値は、次の表に定めるとおりとする。

無線局の種類別	隣接チャネル漏えい電力の許容値
基地局	(略)
陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)	(略)
陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものに限る。)	1 陸上移動局対向器のもの(送信周波数帯域を除く。) (1) 離調周波数が五MHzのときの一MHzの帯域幅における平均電力が(一)一三デシベル(八一五MHzを超え八九五

一、〇〇〇MHz以上二二・七五MHz未満(一、八八四・五MHz以上一、九一九・六MHz以下を除く。)の周波数帯においては、任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)三〇デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値

一、八八四・五MHz以上一、九一九・六MHz以下の周波数帯においては、任意の三〇〇MHzの帯域幅における平均電力が(一)五二デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値

5| 設備規則第四十九条の六の四第三項第六号及び第四十九条の六の五第三項第六号の無線設備の増幅度特性は次のとおりとする。

(1) 送信周波数帯域の最も高い周波数から五MHz高い周波数及び最も低い周波数から五MHz低い周波数における増幅度が三五デシベル以下であること。

(2) 送信周波数帯域の最も高い周波数から一〇MHz高い周波数及び最も低い周波数から一〇MHz低い周波数における増幅度が二〇デシベル以

下以下の周波数の電波を使用するものにあつては(一)三デシベル。いずれも、一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値

(2) 離調周波数が一〇MHzのときの一MHzの帯域幅における平均電力が(一)一三デシベル(八一五MHzを超え八九五MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては(一)三デシベル。いずれも、一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値

2| 基地局対向器のもの(送信周波数帯域を除く。)

(1) 離調周波数が五MHzのときの三・八四MHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より三二・二デシベル以上低い値

(2) 離調周波数が一〇MHzのときの三・八四MHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より四二・二デシベル以上低い値

下であること。

(3) 送信周波数帯域の最も高い周波数から四〇㉞高い周波数及び最も低い周波数から四〇㉞低い周波数における増幅度が〇デシベル以下であること。